

# 広島港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和6年7月

広島港港湾管理者

広島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成31年 1月 広島県広島港地方港湾審議会

- ・平成31年 3月 交通政策審議会第74回港湾分科会

の議を経た広島港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

|                   |   |
|-------------------|---|
| 変更理由              | 1 |
| 港湾施設の規模及び配置       | 2 |
| 1 公共埠頭計画          | 2 |
| 土地造成及び土地利用計画      | 3 |
| 1 土地利用計画          | 3 |
| 港湾の効率的な運営に関する事項   | 4 |
| 1 効率的な運営を特に促進する区域 | 4 |

## 変更理由

- 1 国際フィーダー機能を強化するため、海田地区において公共埠頭計画、土地利用計画及び効率的な運営を特に促進する区域を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 公共埠頭計画

#### 1－1 海田地区

##### (1) 内貿コンテナ埠頭計画

国際フィーダー機能を強化するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 7.5 m 岸壁 3 バース 延長 390 m

[既設] K T 1 1 ～ K T 1 3

埠頭用地 13 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 5 ha 既設) [既設の変更計画]

( 既設  
埠頭用地 5 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) )

# 土地造成及び土地利用計画

## 1 土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位：ha)

| 用途<br>地区名 | 埠頭<br>用地     | 港湾<br>関連<br>用地 | 工業<br>用地     | 都市<br>機能<br>用地 | 交通<br>機能<br>用地 | 危険物<br>取扱施<br>設用地 | 合 計           |
|-----------|--------------|----------------|--------------|----------------|----------------|-------------------|---------------|
| 海田地区      | ( 27 )<br>27 | ( 2 )<br>2     | ( 52 )<br>52 | 99             | ( 2 )<br>2     | ( 1 )<br>1        | ( 83 )<br>182 |

注1 ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

## 港湾の効率的な運営に関する事項

### 1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船により運送される貨物等を取扱う以下の埠頭について、法第43条の11第6項の規定に基づく港湾運営会社による運営の事業及びそれと一体となった取組により、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。

(海田地区)

水深7.5m 岸壁5バース 延長650m

[既設]KT9～KT13

埠頭用地 16ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

( 既設  
埠頭用地 7ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) )

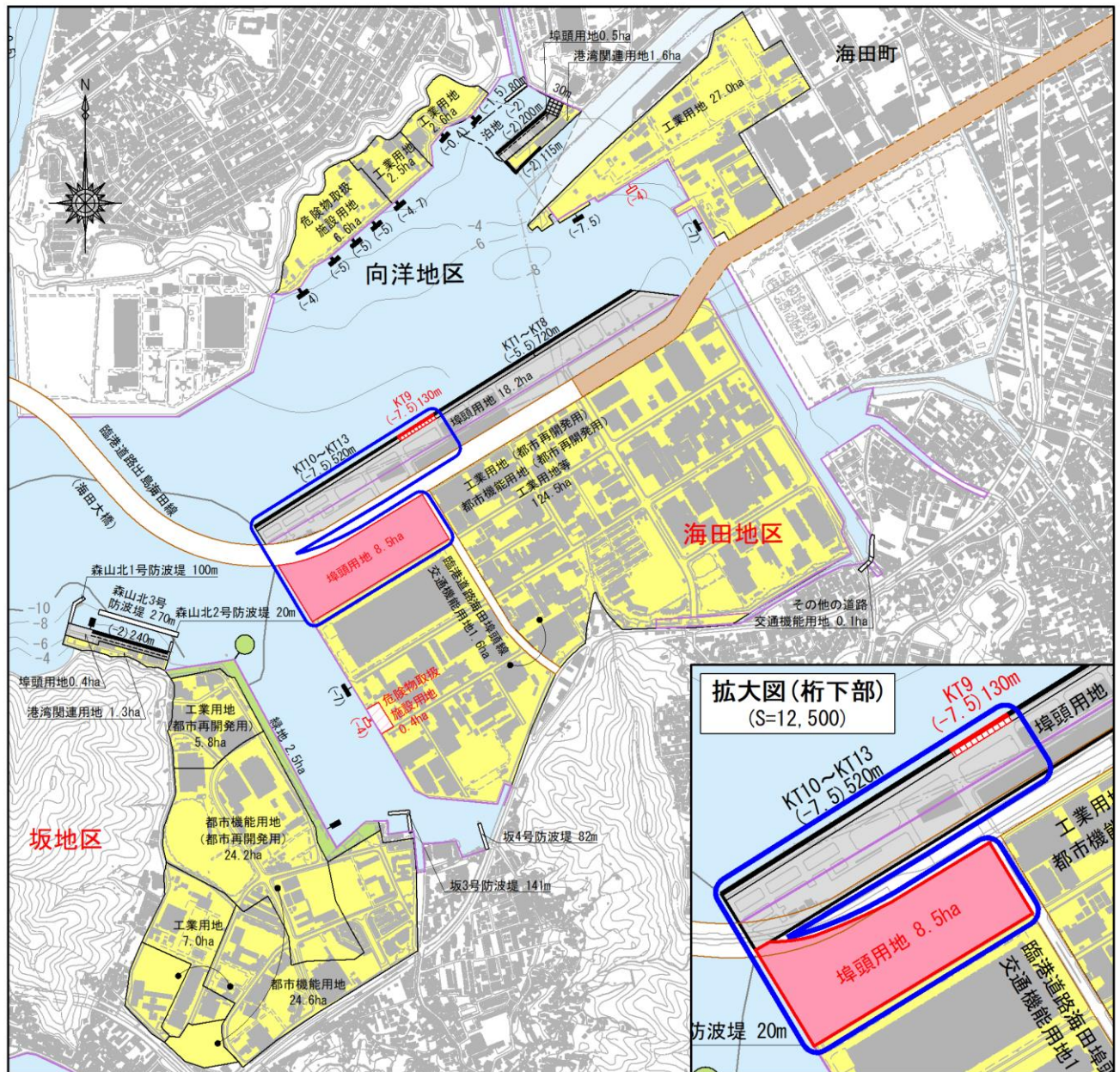
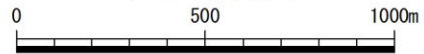
位置圖



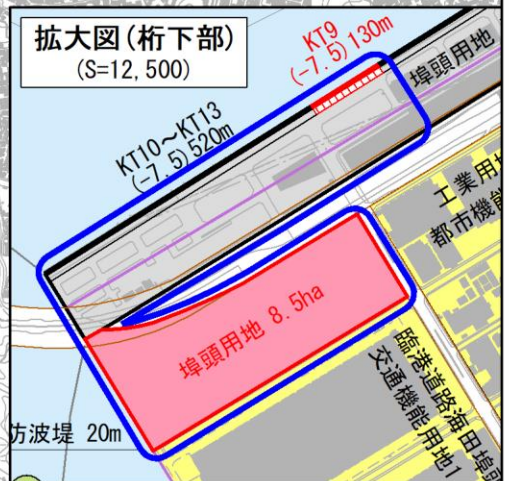
# 広島港港湾計画図

(海田地区)

S=1:20,000



拡大図(桁下部)  
(S=12,500)



| 凡 例 |                         |
|-----|-------------------------|
|     | 防波堤(既設)                 |
|     | 公共岸壁(既設)                |
|     | 公共耐震強化岸壁(既定計画)          |
|     | 公共物揚場(既設)               |
|     | 公共船揚場(既設)               |
|     | 専用岸壁(既設)                |
|     | 小型棧橋(既設)                |
|     | ドルフィン(既定計画)             |
|     | 埠頭用地(既定計画)              |
|     | 緑地(既設)                  |
|     | 臨港道路(既設)                |
|     | その他の道路(既定計画)            |
|     | その他の用地(既定計画)            |
|     | 効率的な運営を特に促進する区域(港湾運営会社) |

